

## (仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例 骨子案

### 1 条例の目的・基本理念

- この条例は、子どもの権利の保障に関し、基本理念、区の責務等及び施策の基本となる事項を定めるとともに、杉並区子どもの権利救済委員を設置することにより、子どもの権利が尊重され、子どもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とします。
- 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）、こども基本法（令和4年法律第77号）及び東京都こども基本条例（令和3年東京都条例第51号）の精神に基づき、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を優先して考えることを基本理念とします。

### 2 用語の定義

- 子ども 18歳に満たない者（その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、同等と認められる者を含む。）であって、区内に住み、働き、又は学ぶものをいいます。
- 保護者 親その他の親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、子どもを現に監護し又は養育するものをいいます。
- 子ども関係施設  
学校、児童福祉施設その他の類似する施設又は事業活動を行うものをいいます。
- 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいいます。
- 事業者 区内において、事業活動を行うものをいいます。

### 3 子どもの権利の保障

- 全ての子どもは、特に次に定める権利のほか、子どもの権利条約に規定される権利が尊重されることとします。

#### 【安心して生きる権利】

- 命と健康が大切にされ、人格が尊重されます。
- 秘密やプライバシーが守られます。
- 愛情をもって育てられ、必要な居場所が確保されます。

#### 【自分らしく生きる権利】

- 一人一人が個人として尊重されます。
- 自分の興味や関心のあることに取り組む機会が確保されます。

#### 【育つ権利】

- 健やかに成長・発達するために、多様で適切な学びと遊びの機会が確保されます。
- 十分に休息することができます。

**【意見を聴かれる権利】**

- 自分に関係することについて思い、考え、意見（以下「意見等」という。）が尊重されます。また、意見等がどのように考慮されたかを理解できるように必要な対応が行われます。
- 必要な情報を得て、自分に関係することについて意見等を表明する機会と、ボランティア活動や地域行事への参加など多様な社会的活動に参画する機会が確保されます。

**【守られる権利】**

- 暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの品位を傷つけ、子どもの心や身体に悪い影響を与える言葉や行動（以下「暴力等」という。）から守られます。
- 暴力等を受けたときに、すぐに適切な救済を受けることができます。

**【個別の必要に応じて支援を受ける権利】**

- 子どもやその家族の国籍、民族、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障害の有無や、置かれている状況を理由に、差別や不利益を受けません。
- 置かれている状況に応じて、必要な支援を受けることができます。

**4 区の責務と保護者等の役割**

**【区の責務】**

- 区は、基本理念に基づき子ども等の意見等を聴きながら子どもに関する施策を総合的に策定し、保護者や子ども関係施設の職員、区民、事業者（以下「保護者等」という。）と協力しながら取組を進めることとします。

**【保護者等の役割】**

- 保護者等は、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの意見等を尊重することとします。また、区が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めることとします。
- 保護者は、子どもが安全に安心して暮らすことのできる環境の確保に努めることとします。
- 子ども関係施設及びその職員は、子どもが安全に安心して過ごすことのできる環境の確保に努めることとします。また、子どもからの相談に対応する体制の整備に努めることとします。
- 区民は、子どもが社会的活動に参画する機会の確保に努めることとします。
- 事業者は、その従業員が仕事と子育て等を両立できる雇用環境の整備に努めることとします。

## 5 子どもの権利を保障するための施策

### 【子どもの意見表明及び参画の仕組み】

- 区は、子どもが必要な情報を得て、意見等の表明や多様な社会的活動に参画する機会を確保することとします。
- 子どもの意見等が尊重されるとともに、子どもの意見等がどのように考慮されたかを子どもが理解できるように必要な対応を行うこととします。

### 【子どもの権利の保障と権利侵害に関する相談と救済の仕組み】

- 区は、子どもの権利に関し子ども及びその保護者その他の関係者が利用しやすい相談体制を整備することとします。
- 区は、子どもの権利の保障及び権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として子どもの権利救済委員（以下「委員」という。）を設置することとします。
- 委員は、子どもの権利の侵害についての相談に応じて助言及び支援を行うとともに、子どもの権利の侵害についての調査、調整及び要請を行うこととします。

### 【子どもの権利の普及啓発】

- 区は、子どもと保護者等が子どもの権利とこの条例の趣旨及び内容について理解を深めることができるよう啓発活動を行うこととします。

### 【子どもの権利の保障に関する施策を推進するための仕組み】

- 区は、子どもの権利の保障に資する施策の実施状況を検証することとします。

### 【居場所の確保】

- 区は、子どもの年齢や発達の種類、その置かれている環境等に応じて、必要な居場所が確保されるように必要な対応を行うこととします。

### 【子ども及びその保護者並びに子ども関係施設に対する支援】

- 区は、子どもの年齢や発達の種類、その置かれている環境等に応じて、子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行うこととします。
- 区は、子ども関係施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行うこととします。

### 【その他の施策】

- 区は、区、関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の連携の確保に努めることとします。
- 区は、暴力等の防止、暴力等を受けたもの等からの相談及び暴力等を受けた者の救済のために必要な対応を行うこととします。